## 研究報告書表紙

## 厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究

令和元年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 鈴木 敏之

令和2(2020)年 5月

## 研究報告書目次

目  次	
I. 総括研究報告	
EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究	
II. 分担研究報告 1. EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための 調査研究	
2. EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための 調査研究	
3. EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための 調査研究	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表 27	

## 令和元年度厚生労働行政推進<u>調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)</u> (総括)分担)研究報告書

EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究

## 研究代表者又は研究分担者

鈴木 敏之 中央水産研究所 水産物応用開発研究センター長

研究要旨: EU に動物性食品を輸出するためには、EU が求める衛生要件に適合する必要がある。そのため、ホタテガイなどの二枚貝類についても、都道府県が指定する生産海域においてサンプリング計画を作成し、国内規制に基づく措置に加え、必要に応じて追加のモニタリング検査を行う必要がある。

青森県陸奥湾西部海域および、北海道根室海域で採捕されたホタテガイについて、各種貝毒成分を分析し、国内や EU における規制値との関係を検討した。下痢性貝毒(オカダ酸群)については、両海域ともにモニタリングが必要と考えられるが、麻痺性貝毒については、過去の報告などから根室海域についてモニタリングが必要と考えられた。一方、その他の貝毒については、二枚貝の毒化リスクは極めて低いことが明らかになった。

微生物検査においては、両海域のホタテガイともに、EU 規則 (EC) No 854/2004 および No 2073/2005 で定められた大腸菌数の基準を下回り、活二枚貝を出荷できる A クラスの海域の基準を満たしていた。従って本課題で調査した北海道および青森県の海域で生産されるホタテガイは、喫食用に EU に輸出するために必要な大腸菌の衛生基準を満たしていることが示された。

環境汚染物質においては、総 PCB、有機塩素系農薬及び 4-5 環の PAH 類の濃度を環境省によるモニタリング調査の分析法に従い測定した結果、青森県の陸奥湾西部海域及び北海道の根室海域で水揚げされたホタテガイから検出された環境汚染物質は、EU あるいは我が国の食品衛生法に基づく基準値を下回っており、安全性が確認された。また、重金属についても安全性が確認された。

以上の結果から、今回の調査結果では、両海域のホタテガイは EU が規定する A クラス海域の基準を満たしているとともに、他の検査結果についても EU が求める衛生要件に適合していることが確認された。

#### 分担研究者

渡邊 龍一・中央水産研究所・主任研究員 内田 肇・中央水産研究所・任期付研究員 松嶋 良次・中央水産研究所・主任研究員 及川 寛・中央水産研究所・グループ長 大島 千尋・中央水産研究所・任期付研究員 福井 洋平・中央水産研究所・主任研究員 持田 和彦・瀬戸内海区水産研究所・環境保 全研究センター長 田中 博之·瀬戸内海区水産研究所·研究員 朝倉 宏·国立医薬品食品衛生研究所·食品 衛生管理部長

#### A. 研究目的

EU に動物性食品を輸出するためには、 EU が求める衛生要件に適合する必要があ る。二枚貝においては国内で設けられてい る下痢性貝毒および麻痺性貝毒の検査に加 えて、脂溶性貝毒(ペクテノトキシン、イエ ッソトキシン) およびアザスピロ酸、記憶喪 失性貝毒(ドウモイ酸)のモニタリング検査 が求められる。さらに、大腸菌を指標とした 微生物学的品質を評価する必要がある。 2019年6月に「農林水産物・食品の輸出拡 大のための輸入国規制への対応等に関する 関係閣僚会議」において「輸出拡大のための 相手国・地域の規制等への対応強化(工程 表)」が取りまとめられ、EU向けホタテガイ 生産海域の追加について言及されている。 EU向けホタテガイの海域指定を行うにあた り必要となる、ホタテガイの貝毒の実態調 査や微生物調査を行い、効率的かつ迅速に 海域指定を行う科学的知見を提供し、モニ タリング計画作成手法について検討するこ とを目的とした。

## B. 研究方法

## B-1. 貝毒評価

## B-1-1. 貝毒分析用ホタテガイ試料

本研究課題により収集した青森県陸奥湾西部ならびに北海道根室海域のホタテガイについて表1に示す。ホタテガイは中腸線を含む可食部10個体(200g以上)を均質になるまでホモジナイズし麻痺性貝毒分析用試料として5.00±0.05g、下痢性・脂溶性

貝毒分析試料として  $2.00\pm0.05$  g、ドウモイ酸分析用試料として  $4.00\pm0.05$  g を採取した。

表 1. 収集したホタテガイ試料

地域 漁協		採取目(発送目)	採捕地点
地域	/忠 励	休取口 (光达口)	緯度 (N) ,経度 (E)
青森県	後潟漁協	2019/11/27	40° 55.686, 140° 43.256
	平内漁協	2019/12/11	40° 58.946, 140° 51.017
	外ヶ浜漁協	2019/12/16	41° 05.946, 140° 39.791
	蓬田村漁協	2019/12/16	41° 00.005, 140° 41.753
	平内漁協	2020/1/15	40° 58.946, 140° 51.017
	平内漁協	2020/2/10	40° 58.946, 140° 51.017
	平内漁協	2020/2/18	40° 58.946, 140° 51.017
北海道	野付漁協	2019/12/5	43° 34.102, 145° 23.393
	野付漁協	2020/1/14	43° 33.628, 145° 24.430
	野付漁協	2020/1/27	43° 31.765, 145° 24.468
	野付漁協	2020/2/18	43° 33.520, 145° 22.778
	野付漁協	2020/2/26	43° 32.532, 145° 23.444

## B-1-2. 貝毒分析用試料の調製

#### 1)麻痺性貝毒用分析試料

ホタテガイのホモジネイトから麻痺性貝 毒の抽出および分析のための前処理は Boundy らの方法 (J. Chromatogr. A, 2015, 1387, pp1-12) に従った。すなわち、ホモジ ネイト5.0gに対し、等量の1%酢酸を加え、 良く攪拌したのち、加熱抽出し、遠心分離に よって得られる上清を回収した。次に、回収 した上清 1 ml に対し、25%アンモニア水を 5ul 加えよく攪拌したのち、0.4ml をグラフ ァイトカーボンカートリッジ(Supelclean ENVI-Carb 250 mg/3ml) に負荷した後、 カートリッジを蒸留水 0.7 ml で洗浄し、 1%酢酸含有 20%アセトニトリル 2 ml で毒 を溶出・回収した。回収した溶出液 0.1ml に 対し、アセトニトリル 0.3 ml を加え 4 倍希 釈したものを分析用試料とした。

## 2) 下痢性·脂溶性貝毒分析用試料

ホタテガイのホモジネイト 2.0 g に対し、1 g目の抽出では、9 mL のメタノールを加

えて3分間ホモジナイズし、遠心分離(2000 ×g, 10 分間) した上清を分取した。2 度目の抽出は、遠心分離した沈殿物に9 mLのメタノール:水(90:10, v/v)を加えて1分間ホモジナイズし、遠心分離(2000 ×g, 10 分間)で上清を分取した。2 回の抽出により得た上清を合わせてメタノール:水(90:10, v/v)で20 mLに定容したものをメタノール抽出液とし、含まれる脂溶性貝毒(ペクテノトキシン群、イエッソトキシン群)およびアザスピロ酸群を高速液体クロマトグラフィー/質量分析法(LC/MS/MS)で分析した。

なお、下痢性貝毒であるオカダ酸群の分析は、メタノール抽出液を加水分解処理したのちに分析した。加水分解処理では、メタノール抽出液 2.0~mL に 2.5~M の水酸化ナトリウム水溶液を添加し、76℃で 40~分間加熱し、試料を室温程度まで冷却した後に 2.5~M の塩酸を  $250~\text{\muL}$  加えて中和した。アルカリ加水分解した試料は LC/MS/MS 法により下痢性貝毒オカダ酸群を分析した。

## 3) 記憶喪失性貝毒用分析試料

ホタテガイのホモジネイト  $4.0 \,\mathrm{g}$  に対し、 $16 \,\mathrm{mL}$  のメタノール: 水  $(1:1,\mathrm{v/v})$  を加えて  $3 \,\mathrm{分間}$  ホモジナイズし、遠心分離( $3000 \,\mathrm{xg}$ ,  $10 \,\mathrm{分間}$ )で得た上清をシリンジフィルター  $(0.46 \,\mathrm{\mu m})$  でろ過したろ液を分析用試料とした。記憶喪失性貝毒は、 $\mathrm{LC/PDA}$  法により分析した。

## B-1-3. 各貝毒成分の分析方法

## 1) 麻痺性貝毒

Boundy らの方法 (J. Chromatogr. A, 2015, 1387, pp1-12) を参考に装置を最適化して分析した。分析用標準物質は C1/2,

GTX1-6, dcGTX2/3, neoSTX, dcSTX, STX の 13 成分を使用した。また、分析によって 得られた各成分の濃度と大島が報告した比 毒性情報 (J. AOAC int., 1995, 78, p 528) から毒力を換算した。

#### 2) 下痢性貝毒·脂溶性貝毒

下痢性貝毒オカダ酸および脂溶性貝毒イエッソトキシン群は陰イオンモードの LC/MS/MS による多重反応モニタリング (MRM) で分析した。分析カラムとして Hypersil Gold C8 2.1 mm i.d. × 100 mm をカラムオーブンにより 30℃に保ち用いた。移動相は 50 mM ギ酸および 2 mM ギ酸アンモニウムを含む (A) 水、 (B) アセトニトリル:水(95:5, v/v) の二相によるリニアグラジエント分析によってオカダ酸およびイエッソトキシン群を分離した。平衡化を 20%B で 7 分間行ったのち、10 分間で 20%B から 100%B にし、100%B を 15 分間保った。流量は 0.3 mL/min で行った。試料は 5  $\mu$ L 注入した。

脂溶性貝毒ペクテノトキシン群およびアザスピロ酸群は陽イオンモードのLC/MS/MSによるMRMで分析した。分析カラムとしてHypersil Gold C8 2.1 mm i.d. × 100 mm をカラムオーブンにより 30℃に保ち用いた。移動相は50 mM ギ酸および2 mM ギ酸アンモニウムを含む(A)水、(B)アセトニトリル:水(95:5, v/v)の二相によるリニアグラジエント分析によってPTX群・AZA群を分離した。平衡化を5%Bで7分間行ったのち、10分間で5%Bから100%Bにし、100%Bを15分間保った。流量は0.3 mL/minで行った。試料は5 μL注入した。

MRM 分析条件は EU の標準操作手順書「EU-Harmonised Standard Operating Procedure for determination of Lipophilic marine biotoxins in molluscs by LC-MS/MS. Version 5. 」に従って装置を最適化して測定した。

## 3) 記憶喪失性貝毒

記憶喪失性貝毒ドウモイ酸は EU の標準 操作手順書「EU-Harmonised Standard Operating Procedure for determination of domoic acid in shellfish and finfish by RP-HPLC using UV detection」の条件を改変 し、LC/PDA の 242 nm の吸収波長をモニ ターして分析した。カラムとして、Lcolumn3 C18 2.1 i.d. × 100 mm をカラム オーブンにより25℃に保ち用いた。移動相 として(A) 10 mM ギ酸アンモニウム、 0.1% ギ酸を含む水、(B) アセトニトリルの 二相によるリニアグラジエントによって分 離した。平衡化を 5%B で 10 分間行い、20 分間で5%Bから25%Bにした。7分間25% B を保ち、3 分間で 25%B から 5%B にし た。流量は $0.3 \, \text{mL/min}$  で行った。試料は5μL注入した。

## B-2. 微生物評価

2019年11月~2020年2月にかけて、北海道の野付漁協、青森県の平内町漁協、後潟漁協、外ヶ浜漁協、および蓬田村漁協で採捕されたホタテガイを冷蔵で輸送したものを試料とした(表1)。各試料から5個体を選択し、大腸菌数測定試験に供した。

2019 年 12 月 11 日以降に採捕した北海道 の 4 試料および青森県の 6 試料について、 EU 規則において推奨されている IS0166493に従って、大腸菌数を測定した。本法では、 試料原液とその希釈液を Mineral Modified Glutamate (MMG) 培地に接種し、培養後に 変色もしくはガスの発生が認められた試験 管について、培養液を Tryptone Bile X-Glucuronide (TBX) 培地へ画線した。培養 後、TBX 培地に大腸菌の典型コロニーが確認 されれば陽性と判定し、陽性の試験管数から MPN 値を算出した。

2019年11月27日に青森県で採捕した1 試料および12月5日に北海道で採捕した1 試料については、国内の生食用かきの成分 規格に示された E. coli 最確数測定法により、大腸菌数を測定した。本法では、試料原液とその希釈液をそれぞれ5本のEC発酵管に接種して培養後、ガス発生の陽性試験管数から大腸菌のMPN値を算出した。

## B-3. 環境汚染物質評価

2019年11月~2020年2月にかけて、北海道の野付漁協、青森県の平内町漁協、後潟漁協、外ヶ浜漁協、および蓬田村漁協で採捕されたホタテガイを冷蔵で輸送したものを試料とした(表1)。ただし、表1の北海道の野付漁協のホタテガイについては、12月5日採取試料は分析できなかったため、代わりに12月17日採取試料を分析した。

水揚後冷蔵状態で輸送し研究室に到着後ただちに軟体部を取り出し冷凍保存した。 総重量が600g前後になるよう10-30個体の軟体部を合わせ、ミンサーでミンチ状にした後、さらにディスパーサーで均一化し分析試料とした.分析試料は分析時まで冷凍保存した。

重金属分析用はホタテガイ可食部を上記 の方法にてホモジナイズし、この内 50g を 分析に用いた。

分析の対象とした化合物は総 PCB (1 塩素 化合物から10塩素化合物の209異性体の総 量)、有機塩素系農薬(ドリン類:アルドリ ン、ディルドリン、 エンドリン; DDT 類: DDT、DDE、DDDのp,p'体及びo,p'体計6化 合物:クロルデン類: cis-クロルデン、 trans-クロルデン、オキシクロルデン、cis-ノナクロル、trans-ノナクロル:ヘプタクロ ル類: ヘプタクロル、cis-ヘプタクロルエポ キシド、trans-ヘプタクロルエポキシド; HCH 類:  $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ ,  $\delta$  の 4 異性体)及び 4-5 環の PAH 類 (ベンゾ[a]アントラセン: B[a]A、クリセン: CHR, ベンゾ[b]フルオラ ンテン:B[b]F, ベンゾ[k]フルオランテン: B[k]F、ベンゾ[a]ピレン:B[a]P) で、分析 法は環境省による環境モニタリング調査の 方法に従った。総 PCB、有機塩素系農薬は同 時にジクロロメタンで 6 時間ソックスレー 抽出、脱水濃縮後、PCBはカラムクリンナッ プ、農薬類はカラムクリンナップ・分画後、 GC/HRMS で測定した。PAH 類はアルカリ分解 後カラムクリンナップし、GC/HRMS で測定し た。時期的な変動を検討するために平内町 漁協の1回目、4回目の試料、青森県と北海 道の地理的な違いを検討するために、平内 町漁協の1回目に加え、後潟漁協、外ヶ浜 漁協、蓬田村漁協の試料を等量混合したも と野付漁協の1回目の試料を分析に供した。 ヒ素、カドミウム、および鉛については ICP 質量分析計により、クロム、ニッケル、 銀、銅、および亜鉛については IPC 発光分 析により、総水銀については金アマルガム 原子吸光光度法により分析した。なお、分析 は一般財団法人日本食品検査に委託した。

### C. 研究結果

## C-1. 貝毒評価

## C-1-1. 麻痺性貝毒

麻痺性貝毒の国内規制値は 4 MU/g であ り、これを超えている場合、出荷の自主規制 となる。青森県陸奥湾西部の試料について は、いずれの試料も比毒性情報から換算し た毒力は規制値未満であった。具体的には、 2019/11/27 (以下発送日で示す) の後潟漁協 で 0.5 MU/g, 2019/12/11 の平内漁協で 0.1 MU/g, 2019/12/16 の外ヶ浜漁協で 0.1 MU/g, 同日の蓬田村漁協では <0.1 MU/g であった。また、平内漁協の 2020/1/15, 2020/2/10, 2020/2/18 の試料では、それぞれ 0.1 MU/g, 不検出, 不検出であった。実際の マウス毒性試験においては、2 MU/g 前後が 検出限界であることから、いずれも、マウス 毒性試験に供した場合には毒性が不検出と なる毒量であった。

北海道根室海域のホタテガイ試料でも、 換算した毒力はすべて規制値未満の毒量  $(0.0\,\mathrm{MU/g}{\sim}0.2\,\mathrm{MU/g})$  であり、マウス試 験に供した場合にはすべて不検出となる毒 量であった。

## C-1-2. 下痢性貝毒およびペクテノトキシン

青森県平内漁協の試料における下痢性貝毒 (オカダ酸群) およびペクテノトキシン群の推移を図 1 に示す。2019 年 12 月 11 日の 8.0 ng OA eq./g が最も高く、その後経時的に減少した。ペクテノトキシン群は2019年12月11日および2020年1月15日のホタテガイ試料においては検出限界以下であったが、2020年2月10日以降に採取した試料では検出され、2020年2月18日の試

料において 25.9 ng PTX1,2/g まで増加した。 また、そのほかの試料では、後潟漁協のホタ テガイで 22.4 ng OA eq./g、外ヶ浜漁協の ホタテガイで 4.4 ng OA eq./g、蓬田村漁協 のホタテガイで 7.1 ng OA eq./g のオカダ酸 群が検出され、後潟、外ヶ浜、蓬田村漁協で 採取したホタテガイでは、PTX 群は検出さ れなかった。OA 群および PTX 群を合わせ た毒量においても、全ての試料で 160 ng OA eq./g よりも低い値であった。

北海道野付漁協の試料における下痢性貝毒 (オカダ酸群) およびペクテノトキシン群の推移を図 2 に示すが、2019 年 12 月 5 日の 13.2 ng OA eq./g から経時的に減少した。ペクテノトキシン群は、2020 年 1 月 14 日の試料が最も高く、56.0 ng PTX1,2/g となり、OA 群および PTX 群を合わせた毒量はEU における規制値の約 1/3 の毒量であった。

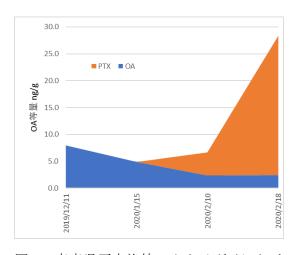


図 1. 青森県平内漁協のホタテガイにおける下痢性貝毒およびペクテノトキシン群含 有量の推移

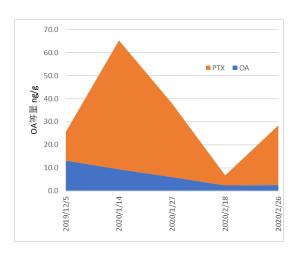


図 2. 北海道野付漁協のホタテガイにおける下痢性貝毒およびペクテノトキシン群含有量の推移

## C-1-3. イエッソトキシン

青森県平内漁協の試料におけるイエッソトキシン群の推移を図 3 に示す。イエッソトキシン群は 2019/12/11 の試料において 257.7 ng YTX eq./g が検出され、その後は経時的に減少する傾向が見られた。後潟、外ヶ浜、蓬田村漁協で採取したホタテガイの YTX はそれぞれ 205.0 ng eq./g、156.9 ng eq./g、186.3 ng eq./g であった。

北海道野付漁協の試料におけるイエッソトキシン群の推移を図4に示す。イエッソトキシン群は青森県の試料と比較して低濃度であったが、2020年1月27日の試料以降においてわずかに増加する傾向が見られ、2020年2月26日の試料では、81.3 ng YTX eq./g となった。以上のように、青森県陸奥湾西部および北海道根室海域の試料においてイエッソトキシンは検出されたが、EUの規制値(イエッソトキシン群;3,750 ng YTX eq./g)を超える毒量となる試料はなかった。

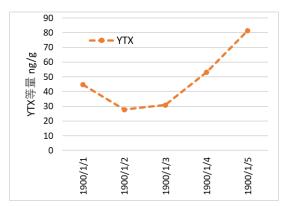


図 3. 北海道野付漁協のホタテガイにおけるイエッソトキシン群含有量の推移

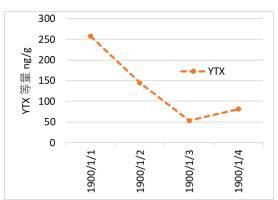


図4. 青森県平内漁協のホタテガイにおけるイエッソトキシン群含有量の推移

表2. 青森県海域で採取したホタテガイのイ エッソトキシン群

採取場所	採取日	YTX (ng eq./g)
後潟	2019/11/28	205.0
外ヶ浜	2019/12/16	156.9
蓬田村	2019/12/16	186.3

## C-1-4. アザスピロ酸

青森県陸奥湾西部海域で 11 月および 12 月に採集したホタテガイ試料において、蓬田村漁協の試料を除き、全ての試料においてトレースレベルの濃度でアザスピロ酸-2 が検出された。アザスピロ酸-1 当量に換算

したホタテガイ可食部あたりの毒量は 0.3-0.5 ng AZA1 eq./g であり、EU の設けている基準値(160 ng AZA1 eq./g)よりも極めて低い濃度であった。一方、北海道野付漁協の試料において、アザスピロ酸群はいずれも検出限界以下であった。

#### C-1-5. 記憶喪失性貝毒

青森県陸陸奥湾および北海道根室海域で 採取したホタテガイ試料のドウモイ酸を LC/PDA 分析により分析したが、すべて検 出限界以下であった。

## C-2. 微生物評価

## C-2-1. 北海道のホタテガイにおける大腸 菌数

ISO16649-3 に準拠して試験をした北海道の4試料のうち3試料(1月14日、2月18日、および2月26日)において、大腸菌は5個体全てで検出されなかった (<18 MPN/100g)。また、1試料(1月27日) は、5個体中1個体から20 MPN/100gの大腸菌が検出されたが、残りの4個体からは検出されなかった。

国内の告示法により試験をした 1 試料 (12月5日) においては、5 個体から大腸菌が検出され、その菌数は  $20\sim230$  MPN/100g であり、A クラスの海域の基準 (230MPN/100g 以下) を満たしていることを確認した。

## C-2-2. 青森県のホタテガイにおける大腸 菌数

青森県で採捕された6試料をIS016649-3 に準拠して、大腸菌数を測定した。平内町漁 協で採捕された3試料(12月11日、1月15日、および2月10日)は、5個体全てから 大腸菌は検出されなかった。平内町漁協(2 月 18 日)、外ヶ浜漁協(12 月 16 日)、および蓬田村漁協(12 月 16 日) で採捕された3 試料はいずれも、5 個体中 1 個体から 20 MPN/100gの大腸菌が検出されたが、残りの4 個体からは検出されなかった。

後潟漁協で採捕されたホタテガイ(11月27日)を国内の告示法により測定したところ、5個体中2個体からそれぞれ、20MPN/100g および45 MPN/100g の大腸菌が検出されたが、残りの3個体からは検出されなかった。

## C-3. 環境汚染物質評価

青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域で 水揚げされたホタテガイから検出された環 境汚染物質は、EU あるいは我が国の食品衛 生法に基づく基準値を下回っていた。

#### D. 考察

### D-1. 貝毒評価

本課題において北海道根室海域で採取し たホタテガイにおいても微量に麻痺性貝毒 成分が検出された。過去に北海道が行った ホタテガイの貝毒モニタリングでも根室海 峡海域において麻痺性貝毒によるホタテガ イの毒化が報告されておりモニタリングは 必要と思われる。また、青森県陸奥湾西部で 採取したホタテガイの分析でも麻痺性貝毒 が微量に検出された。検出された麻痺性貝 毒は規制値を大きく下回る毒量であり、過 去に青森県が行ってきた貝毒モニタリング でも、ホタテガイが規制値を上回って毒化 したことは無く、毒化原因藻類の検出も報 告されていない。以上より、陸奥湾において は麻痺性貝毒による毒化リスクは低いと思 われるが、毒成分が微量に検出されたこと から、毒化原因藻類の出現動態については モニタリングが必要と思われた。

下痢性貝毒(オカダ酸群)は北海道根室海域および青森県陸奥湾西部の試料でともに少量検出された。北海道や東北地方の沿岸域は下痢性貝毒(オカダ酸群)の産生能が高い有毒渦鞭毛藻である Dinophysis fortiiの分布域であり (Toxins, 2018, 10(11), 457)、下痢性貝毒による毒化はこれまでも二枚貝のリスクの一つと認識されておりモニタリングが必要である。一般的に本種は春季から秋季に多く出現するとされ、本課題で試料採取を行った冬季は出現頻度が低い時期である。そのため微量に検出されたオカダ酸群は 2019 年度の初夏に毒化した際のオカダ酸群が残存して検出された可能性も考えられる。

同じく Dinophysis 属の有毒渦鞭毛藻 Dinophysis acuminata が産生するペクテノトキシン群は、北海道根室海域の試料では、2020年1月14日のホタテガイ試料において濃度が最も高かった(図3)。北海道中央水産試験場より公表されている貝毒プランクトンデータでは、近隣の標津定点でD. acuminata が40 cells/L(水深15 m)の密度で出現しており、プランクトンの出現状況とも一致していた。

2020年1月14日の北海道根室海域におけるホタテガイ試料のOA群およびPTX群を合わせた毒量は、EUにおける基準値の1/3程度であった。また青森県平内漁協の試料においても2020年2月10日および2月18日のホタテガイ試料にペクテノトキシン・1およびペクテノトキシン・1およびペクテノトキシン・2が検出されたが、OA群およびPTX群を合わせた毒量はEUの基準値を大きく下回る値であった。なお、ホタテガイは Dinophysis 属が産生した

ペクテノトキシン-2 をペクテノトキシン-1 へ、さらにペクテノトキシン-3、ペクテノト キシン-6 へと酸化的に代謝することが知ら れている。今回分析したホタテガイでは、ペ クテノトキシン-1 およびペクテノトキシン -2 が検出されていることから、この時期に も毒化原因藻類の出現があり、新たなペク テノトキシン-2 の供給があった可能性が考 えられた。青森県産業技術センター水産総 合研究所が公表している貝毒プランクトン データでは、2020 年 3 月 19 日に D. acuminata を主とする Dinophysis 属の出 現が報告されているが、ホタテガイの分析 結果よりペクテノトキシン-2 が検出された ことから、2 月にも本藻の出現があった可 能性が示唆された。以上のように、北海道根 室海域、青森県陸奥湾の双方の試料におい て、ペクテノトキシンおよびイエッソトキ シンが検出され、一部には原因藻類との関 係も認められたことから、原因藻類の出現 とホタテガイ毒量の関係を把握することが 必要と考えられた。

アザスピロ酸については、青森県陸奥湾で採取した試料から検出されたが、極めて微量であった。近年、日本近海においてアザスピロ酸を生産する微細藻類の出現が報告されているが、原因藻類が高密度で出現した例は無い。また、過去の調査においても、国内の二枚貝から今回と同様に微量のアザスピロ酸が検出されることはあったが、EUの基準値を超えるような毒力が報告されたことはない。そのため、現時点でアザスピロ酸によるホタテガイの毒化リスクは低いと思われるが、毒化原因藻類の出現動向については情報収集が必要である。

ドウモイ酸については、本課題で採取し

た北海道および青森県の試料ではすべて不 検出であった。日本国内では EU 基準値を 超えるドウモイ酸による二枚貝の毒化はこ れまでに報告はなく、毒化リスクは低いと 考えられた。

#### D-2. 微生物評価

北海道および青森県で生産された活ホタテガイの大腸菌数を ISO16649-3 に従って 測定したところ、10 試料のうち6 試料において、5 個体全てから大腸菌は検出されなかった。また4 試料においても、大腸菌は5 個体中1 個体からのみ、20 MPN/100g で少量検出され、残りの4 個体からは検出されなかった。採捕時期および地点で菌数に大きな違いは観察されなかった。

EU 規則 (EC) No 2073/2005 で定められたホタテガイの大腸菌数の基準は、活二枚貝の5 検体を検査した場合、「5 検体全てで100g あたり230 MPN以下」もしくは「5 検体のうち1 検体で230 MPN/100g より高く、700 MPN/100g 以下」であり、これらの基準を満たす必要がある。本試験で得られたホタテガイの大腸菌数は、EU 規則の基準を下回り、活二枚貝を採捕できる A クラスの海域の基準も満たしていることが示された。

国内の告示法に基づいて試験したホタテガイ 2 試料の大腸菌数は、いずれも 230 MPN/100 g以下であった。国内の生食用かきの成分規格に示された試験法は、44.5℃で発育可能な糞便系大腸菌群の数を測定する方法である。一方、IS016649-3 においては、大腸菌群のうち、特に大腸菌に特異的なβ-グルクロニダーゼの産生能を判断することにより、糞便系大腸菌の数のみを測定の対象としている。そのため、検査法の違いによ

り測定される大腸菌数に違いが見られたと 考えられた。また、1 試料で5個体全てから 大腸菌が検出されたのは、採捕から試験を 行うまでに4日の日数を要したことによる ものと考えられた。

## D-3. 環境汚染物質評価

EUにおける基準値とホタテガイにおける 残留濃度との比較を行った。EUにおいては PCB の基準値は主要 6 異性体の合計濃度と して定められており、水産物の筋肉の基準 値は 75ng/g wet である。今回分析したホタ テガイの全異性体を合量した濃度は 200-370pg/g wet で、EU の基準値の 1/100 以下 であった。また、生の二枚貝に対する PAH 類 の EU 基準値はベンゾ[a]ピレンが 5ng/g、 ベンゾ[a]アントラセン、 クリセン、 ベンゾ [b]フルオランテン、ベンゾ[a]ピレンの合 量が 30ng/g で、今回の分析値はこれらを下 回っていた。今回分析対象とした有機塩素 系農薬の水産物に対する EU の基準はない。 我が国の基準値はアルドリン、ディルドリ ンの合量が 0.1ppm、エンドリンが 0.005ppm、 DDT 類の合計が 1ppm、cis-クロルデン、 trans-クロルデン、オキシクロルデンの合 量が 0.05ppm、γ-BHC (HCH) が 1ppm で、今回 の分析値はこれらの 1/1,000 以下であった。

重金属については、カドミウムが青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域のサンプルよりそれぞれ 2.97 ppm 及び 5.90 ppmで検出され、EU の基準値 (1 mg/kg-wet)を上回っていた。今回はホタテ軟体部全体を分析に供したが、重金属等の化学物質を蓄積しやすい中腸腺等を含んでいたため、カドミウムが高い値で検出されたと考えられた。一般に食用に供される貝柱と軟体部全体の

カドミウム濃度比は約 0.07 であることが報告されている。従って、今回分析したサンプルの貝柱中カドミウム濃度は、青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域のサンプルでそれぞれ 0.2 mg/kg-wet および 0.4 mg/kg-wet 程度と見積もることができ、基準値を下回っていると考えられる。 なお、他の重金属は基準値以下であった。

以上の結果より、重金属を含む汚染物質 の残留濃度については、ホタテガイの安全 性は高いと判断される。

## E. 結論

青森県陸奥湾西部海域および、北海道根 室海域で採捕されたホタテガイについて、 各種貝毒成分を分析し、国内や EU における 規制値との関係を検討した。下痢性貝毒 (オ カダ酸群) については、両海域ともにモニタ リングが必要と考えられるが、麻痺性貝毒 については、過去の報告などから根室海域 についてモニタリングが必要と考えられた。

青森県陸奥湾西部の麻痺性貝毒、ならびに両海域における脂溶性貝毒およびドウモイ酸は、いずれも国内およびEUの規制値を大きく下回る毒量であった。また、これらの毒成分は、過去の調査においても、規制値を上回る毒量が二枚貝から検出されたことがなく、毒化リスクは低いと考えられた。一方で、各毒成分を生産する原因藻類は、国内でも報告されている種があり、原因藻類の出現動向やそれに対する二枚貝の毒化レベルなどについて、引き続き基礎的な知見を集積することが望まれる。

北海道および青森県で生産されたホタテガイの大腸菌数を IS016649-3 (一部、国内告示法) に準拠して測定した。その結果、

全ての試料において、大腸菌数はEU規則の活二枚貝における基準を下回った。従って、本課題で調査した海域で生産されるホタテガイは、直接喫食用としてEUに輸出されるのに必要な大腸菌の衛生基準を満たしていることが示された。

青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域で水揚げされたホタテガイから検出された環境汚染物質は、EUあるいは我が国の基準値を下回っており安全性が確認された。

以上の結果から、今回の調査結果では、 両海域のホタテガイはEUが求める衛生要 件に適合しているとともに、利用した検査 法はモニタリング計画の作成において利 用できることが実証された。

## F. 健康危険情報

なし

- G. 研究発表
- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし
- H. 知的財産権の出願・登録状況
  - 1. 特許取得 なし
  - 2. 実用新案登録 なし
  - 3. その他 なし

## 令和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業) (総括 分担) 研究報告書

EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究

研究代表者又は研究分担者

渡邊 龍一 中央水産研究所 主任研究員 内田 肇 中央水産研究所 任期付研究員 松嶋 良次 中央水産研究所 主任研究員 及川 寛 中央水産研究所 グループ長

研究要旨:EUに動物性食品を輸出するためには、EUが求める衛生要件に適合する必要がある。そのため、ホタテガイなどの二枚貝類についても、都道府県が指定する生産海域においてサンプリング計画を作成し、国内規制に基づく措置に加え、必要に応じて追加のモニタリング検査を行う必要がある。貝毒のなかでは、麻痺性貝毒ならびに下痢性貝毒について国内でも規制値が設けられているが、EUにおいては、さらに脂溶性貝毒(ペクテノトキシン、イエッソトキシン)、アザスピロ酸、記憶喪失性貝毒(ドウモイ酸)のモニタリング検査が行われている。本課題では、現在EUへの輸出向けホタテガイの指定生産海域となっていない青森県陸奥湾西部海域ならびに北海道根室海域のホタテガイについて、機器分析法により麻痺性貝毒ならびに下痢性貝毒に加えて、脂溶性貝毒、アザスピロ酸およびドウモイ酸を分析して汚染実態を調査し、国内規制値およびEU規制値と比較し、モニタリングの必要性などを検討した。

## A. 研究目的

EUに動物性食品を輸出するためには、EUが求める衛生要件に適合する必要がある。二枚貝においては国内で設けられている下痢性貝毒および麻痺性貝毒の規制値に加えて、脂溶性貝毒(ペクテノトキシン、イエッソトキシン)およびアザスピロ酸、記憶喪失性貝毒(ドウモイ酸)のモニタリング検査が求められる。2019年6月に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において「輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化(工程表)」が取りまとめられ、EU向けホタテガイ生産海域の追加について、言及されている。EU向けホタテガイの海域指定を行うにあたり必要となる、ホタテガイの貝毒の実態調査等を行い、効率的かつ迅速

に海域指定を行う科学的知見を提供し、モニタリング計画作成手法について検討することを目的とし、ホタテガイ可食部に含まれる機器分析法により麻痺性貝毒ならびに下痢性貝毒に加えて脂溶性貝毒、アザスピロ酸、ドウモイ酸について分析した。

#### B. 研究方法

## 1. 貝毒分析用ホタテガイ試料

本研究課題により収集した青森県陸奥湾ならびに北海道根室海域のホタテガイについて表 1 に示す。ホタテガイは中腸線を含む可食部 10 個体 (200 g 以上)を均質になるまでホモジナイズし麻痺性貝毒分析用試料として 5.00±0.05 g、下痢性・脂溶性貝毒分析試料として 2.00±0.05 g、ドウモイ酸分析

用試料として  $4.00\pm0.05\,\mathrm{g}$  を採取した。 表 1. 収集したホタテガイ試料

地域	漁協	発送日	受取日	二枚貝重量
坦坝	1点 册	光达日	文以口	(10枚)
	後潟漁協	2019/11/27	2019/11/28	477.0g
	平内漁協	2019/12/11	2019/12/12	400.4g
	外ヶ浜漁協	2019/12/16	2019/12/17	295.6g
青森県	蓬田村漁協	2019/12/16	2019/12/17	462.7g
	平内漁協	2020/1/15	2020/1/16	458.5g
	平内漁協	2020/2/10	2020/2/12	562.6g
	平内漁協	2020/2/18	2020/2/20	535.3g
	野付漁協	2019/12/5	2019/12/9	736.8g
	野付漁協	2020/1/14	2020/1/16	881.8g
北海道	野付漁協	2020/1/27	2020/1/29	865.3g
	野付漁協	2020/2/18	2020/2/20	785.6g
	野付漁協	2020/2/26	2020/2/28	770.8g

## 2. 貝毒分析用試料の調製

## 1) 麻痺性貝毒用分析試料

ホタテガイのホモジネイトから麻痺性貝毒の抽出および分析のための前処理は Boundy らの方法 (J. Chromatogr. A, 2015, 1387, pp1·12) に従った。すなわち、ホモジネイト 5.0 g に対し、等量の1%酢酸を加え、良く攪拌したのち、加熱抽出し、遠心分離によって得られる上清を回収した。次に、回収した上清 1 ml に対し、25%アンモニア水を 5 ul 加えよく攪拌したのち、0.4 ml をグラファイトカーボンカートリッジ (Supelclean ENVI-Carb 250 mg/3ml) に負荷した後、カートリッジを蒸留水 0.7 ml で洗浄し、1%酢酸含有 20%アセトニトリル 2 ml で毒を溶出・回収した。回収した溶出液 0.1 ml に対し、アセトニトリル 0.3 ml を加え 4 倍希釈したものを分析用試料とした。

## 2) 下痢性・脂溶性貝毒分析用試料

ホタテガイのホモジネイト  $2.0 \,\mathrm{g}$  に対し、 $1 \,\mathrm{g}$  目の抽出では、 $9 \,\mathrm{mL}$  のメタノールを加えて  $3 \,\mathrm{分間}$  ホモジナイズし、遠心分離( $2000 \,\mathrm{xg}$ ,  $10 \,\mathrm{分間}$ )した上清を分取した。 $2 \,\mathrm{g}$  目の抽出は、遠心分離した

沈殿物に 9 mL のメタノール:水(90:10, v/v)を加えて 1 分間ホモジナイズし、遠心分離(2000×g, 10 分間)で上清を分取した。2 回の抽出により得た上清を合わせてメタノール:水(90:10, v/v)で 20 mL に定容したものをメタノール抽出液とし、含まれる脂溶性貝毒(ペクテノトキシン群、イエッソトキシン群)およびアザスピロ酸群を高速液体クロマトグラフィー/質量分析法(LC/MS/MS)で分析した。

なお、下痢性貝毒であるオカダ酸群の分析は、メタノール抽出液を加水分解処理したのちに分析した。加水分解処理では、メタノール抽出液 2.0 mL に 2.5 M の水酸化ナトリウム水溶液を添加し、76℃で 40 分間加熱し、試料を室温程度まで冷却した後に 2.5 M の塩酸を 250  $\mu$ L 加えて中和した。アルカリ加水分解した試料は LC/MS/MS 法により下痢性貝毒オカダ酸群を分析した。

## 3) 記憶喪失性貝毒用分析試料

ホタテガイのホモジネイト4.0 gに対し、16 mL のメタノール:水 (1:1, v/v) を加えて3分間ホモジナイズし、遠心分離( $3000 \times g$ , 10分間)で得た上清をシリンジフィルター  $(0.46 \ \mu m)$  でろ過したろ液を分析用試料とした。記憶喪失性貝毒は、LC/PDA法により分析した。

## 3. 各貝毒成分の分析方法

## 1) 麻痺性貝毒

Boundy らの方法 (J. Chromatogr. A, 2015, 1387, pp1-12) を参考に装置を最適化して分析した。 分析用標準物質は C1/2, GTX1-6, dcGTX2/3, neoSTX, dcSTX, STX の 13 成分を使用した。また、分析によって得られた各成分の濃度と大島が報告した比毒性情報 (J. AOAC int., 1995, 78, p 528) から毒力を換算した。

## 2) 下痢性貝毒・脂溶性貝毒

下痢性貝毒オカダ酸および脂溶性貝毒イエッソトキシン群は陰イオンモードのLC/MS/MSによる 多重反応モニタリング (MRM) で分析した。分析 カラムとして Hypersil Gold C8 2.1 mm i.d.  $\times$  100 mm をカラムオーブンにより 30 $^{\circ}$  に保ち用いた。移動相は 50 mM ギ酸および 2 mM ギ酸アンモニウムを含む (A) 水、 (B) アセトニトリル:水 (95:5, v/v) の二相によるリニアグラジエント分析によってオカダ酸およびイエッソトキシン群を分離した。平衡化を 20 $^{\circ}$ B で 7分間行ったのち、10分間で 20 $^{\circ}$ B から 100 $^{\circ}$ B にし、100 $^{\circ}$ B を 15分間保った。流量は 0.3 mL/min で行った。試料は 5 μL 注入した。

脂溶性貝毒ペクテノトキシン群およびアザスピロ酸群は陽イオンモードの LC/MS/MS によるMRM で分析した。分析カラムとして Hypersil Gold C8  $2.1 \, \mathrm{mm}$  i.d.  $\times$   $100 \, \mathrm{mm}$  をカラムオーブンにより  $30 \, \mathrm{C}$  に保ち用いた。移動相は  $50 \, \mathrm{mM}$  ギ酸および  $2 \, \mathrm{mM}$  ギ酸アンモニウムを含む (A) 水、(B) アセトニトリル:水(95:5, v/v)の二相によるリニアグラジエント分析によって PTX 群・AZA 群を分離した。平衡化を  $5 \, \mathrm{MB}$  で  $7 \, \mathrm{分間}$  行ったのち、 $10 \, \mathrm{分間}$  で  $5 \, \mathrm{NB}$  から  $100 \, \mathrm{NB}$  にし、 $100 \, \mathrm{NB}$  を  $15 \, \mathrm{分間}$  保った。流量は  $0.3 \, \mathrm{mL/min}$  で行った。試料は  $5 \, \mathrm{\mu L}$  注入した。

MRM 分析条件は EU の標準操作手順書「EU-Harmonised Standard Operating Procedure for determination of Lipophilic marine biotoxins in molluscs by LC-MS/MS.

Version 5. 」に従って装置を最適化して測定した。

## 3) 記憶喪失性貝毒

記憶喪失性貝毒ドウモイ酸は EU の標準操作手順書「EU-Harmonised Standard Operating Procedure for determination of domoic acid in shellfish and finfish by RP-HPLC using UV detection」の条件を改変し、LC/PDA の 242 nm の吸収波長をモニターして分析した。カラムとして、L-column3 C18 2.1 i.d. × 100 mm をカラムオーブンにより 25℃に保ち用いた。移動相として(A)10 mM ギ酸アンモニウム、0.1%ギ酸を含む水、(B)アセトニトリルの二相によるリニアグラジエントによって分離した。平衡化を 5%B で 10

分間行い、20 分間で 5%B から 25%B にした。7 分間 25%B を保ち、3 分間で 25%B から 5%B にした。流量は 0.3 mL/min で行った。試料は 5  $\mu$ L 注入した。

#### C. 結果

## 1) 麻痺性貝毒

麻痺性貝毒の国内規制値は 4 MU/g であり、これを超えている場合、出荷の自主規制となる。青森県陸奥湾の試料については、いずれの試料も比毒性情報から換算した毒力は規制値未満であった。具体的には、2019/11/27 (以下発送日で示す)の後潟漁協で 0.5 MU/g, 2019/12/11 の平内漁協で 0.1 MU/g, 2019/12/16 の外ヶ浜漁協で 0.1 MU/g, 同日の蓬田村漁協では <0.1 MU/g であった。また、平内漁協の 2020/1/15, 2020/2/10, 2020/2/18 の試料では、それぞれ 0.1 MU/g, 不検出, 不検出であった。実際のマウス毒性試験においては、2 MU/g 前後が検出限界であることから、いずれも、マウス毒性試験に供した場合には毒性が不検出となる毒量であった。

北海道根室海域のホタテガイ試料でも、換算した毒力はすべて規制値未満の毒量  $(0.0 \, \mathrm{MU/g} \sim 0.2 \, \mathrm{MU/g})$  であり、マウス試験に供した場合にはすべて不検出となる毒量であった。

## 2) 下痢性貝毒およびペクテノトキシン

青森県平内漁協の試料における下痢性貝毒(オカダ酸群)およびペクテノトキシン群の推移を図 1に示す。2019年 12 月 11 日の 8.0 ng OA eq./g が最も高く、その後経時的に減少した。ペクテノトキシン群は2019年 12 月 11 日および2020年 1 月 15 日のホタテガイ試料においては検出限界以下であったが、2020年 2 月 10 日以降に採取した試料では検出され、2020年 2 月 18 日の試料において25.9 ng PTX1,2/gまで増加した。

また、そのほかの試料では、後潟漁協のホタテガイで 22.4 ng OA eq./g、外ヶ浜漁協のホタテガイで 4.4 ng OA eq./g、蓬田村漁協のホタテガイで 7.1 ng OA eq./g のオカダ酸群が検出され、PTX 群はい

ずれの試料からも検出されなかった。したがって、OA 群および PTX 群を合わせた毒量においても、全ての試料で規制値の 160 ng OA eq./g よりも低い値であった。

北海道野付漁協の試料における下痢性貝毒(オカダ酸群)およびペクテノトキシン群の推移を図 2 に示すが、2019年 12 月 5 日の 13.2 ng OA eq./g から経時的に減少した。ペクテノトキシン群は、2020年 1 月 14 日の試料が最も高く、56.0 ng PTX1,2/g となり、OA 群および PTX 群を合わせた毒量は EU における規制値の約 1/3 の毒量であった。



図1. 青森県平内漁協のホタテガイにおける下痢性 貝毒およびペクテノトキシン群含有量の推移

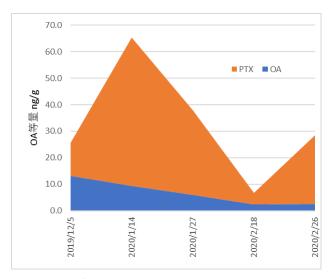


図2. 北海道野付漁協のホタテガイにおける下痢性 貝毒およびペクテノトキシン群含有量の推移

### 3) イエッソトキシン

青森県平内漁協の試料におけるイエッソトキシン群の推移を図 3 に示す。イエッソトキシン群は 2019/12/11 の試料において 257.7 ng YTX eq./g が検出され、その後は経時的に減少する傾向が見られた。後潟、外ヶ浜、蓬田村漁協で採取したホタテガイの YTX はそれぞれ 205.0 ng eq./g、156.9 ng eq./g、186.3 ng eq./g であった。

北海道野付漁協の試料におけるイエッソトキシン群の推移を図 4 に示す。イエッソトキシン群は青森県の試料と比較して低濃度であったが、2020年1月27日の試料以降においてわずかに増加する傾向が見られ、2020年2月26日の試料では、81.3 ng YTX eq./g となった。以上のように、青森県陸奥湾および北海道根室海域の試料においてイエッソトキシンは検出されたが、EUの規制値(イエッソトキシン群;3,750 ng YTX eq./g)を超える毒量となる試料はなかった。

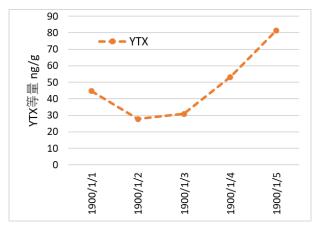


図3. 北海道野付漁協のホタテガイにおけるイエッソトキシン群含有量の推移

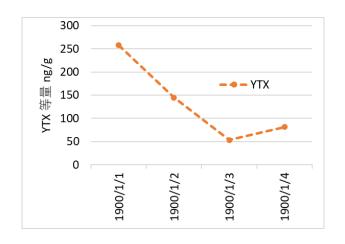


図4. 青森県平内漁協のホタテガイにおけるイエッ ソトキシン群含有量の推移

表2. 青森県海域で採取したホタテガイのイエッソトキシン群

採取場所	採取日	YTX
		(ng eq./g)
後潟	2019/11/28	205.0
外ヶ浜	2019/12/16	156.9
蓬田村	2019/12/16	186.3

## 4) アザスピロ酸

青森県陸奥湾西部海域で 11 月および 12 月に採集したホタテガイ試料において、蓬田村漁協の試料を除き、全ての試料においてトレースレベルの濃度でアザスピロ酸・2 が検出された。アザスピロ酸・1 当量に換算したホタテガイ可食部あたりの毒量は 0.3・0.5 ng AZA1 eq./g であり、EU の設けている基準値(160 ng AZA1 eq./g)よりも極めて低い濃度であった。一方、北海道野付漁協の試料において、アザスピロ酸群はいずれも検出限界以下であった。

## 5) 記憶喪失性貝毒

青森県陸陸奥湾および北海道根室海域で採取したホタテガイ試料のドウモイ酸を LC/PDA 分析により分析したが、すべて検出限界以下であった。

#### D. 考察

本課題において北海道根室海域で採取したホタテガイにおいても微量に麻痺性貝毒成分が検出された。過去に北海道が行ったホタテガイの貝毒モニタリングでも根室海峡海域において麻痺性貝毒によるホタテガイの毒化が報告されておりモニタリングは必要と思われる。また、青森県陸奥湾西部で採取したホタテガイの分析でも麻痺性貝毒が微量に検出された。検出された麻痺性貝毒は規制値を大きく下回る毒量であり、過去に青森県が行

ってきた貝毒モニタリングでも、ホタテガイが規制値を上回って毒化したことは無く、毒化原因藻類の検出も報告されていない。以上より、陸奥湾においては麻痺性貝毒による毒化リスクは低いと思われるが、毒成分が微量に検出されたことから、毒化原因藻類の出現動態についてはモニタリングが必要と思われた。

下痢性貝毒(オカダ酸群)は北海道根室海域および青森県陸奥湾西部の試料でともに少量検出された。北海道や東北地方の沿岸域は下痢性貝毒(オカダ酸群)の産生能が高い有毒渦鞭毛藻である Dinophysis fortii の分布域であり (Toxins, 2018, 10(11), 457)、下痢性貝毒による毒化はこれまでも二枚貝のリスクの一つと認識されておりモニタリングが必要である。一般的に本種は春季から秋季に多く出現するとされ、本課題で試料採取を行った冬季は出現頻度が低い時期である。そのため微量に検出されたオカダ酸群は 2019 年度の初夏に毒化した際のオカダ酸群が残存して検出された可能性も考えられる。

同じく Dinophysis 属の有毒渦鞭毛藻 Dinophysis acuminata が産生するペクテノトキシン群は、北海道根室海域の試料では、2020年1月14日のホタテガイ試料において濃度が最も高かった(図 3)。北海道中央水産試験場より公表されている貝毒プランクトンデータでは、近隣の標津定点で D. acuminata が 40 cells/L(水深 15 m)の密度で出現しており、プランクトンの出現状況とも一致していた。

2020 年 1 月 14 日の北海道根室海域におけるホタテガイ試料の OA 群および PTX 群を合わせた毒量は、EU における基準値の 1/3 程度であった。また青森県平内漁協の試料においても 2020 年 2 月 10 日および 2 月 18 日のホタテガイ試料にペクテノトキシン・1 およびペクテノトキシン・2 が検出されたが、OA 群および PTX 群を合わせた毒量は、EU の基準値を大きく下回る値であった。なお、ホタテガイは Dinophysis 属が産生したペクテノトキシン・2 をペクテノトキシン・1 へ、さらにペクテノトキシン・3、ペクテノトキシン・6 へと酸化的に代

謝することが知られている。今回分析したホタテ ガイでは、ペクテノトキシン-1 およびペクテノト キシン-2 が検出されていることから、この時期に も毒化原因藻類の出現があり、新たなペクテノト キシン-2 の供給があった可能性が考えられた。青 森県産業技術センター水産総合研究所が公表して いる貝毒プランクトンデータでは、2020年3月19 日に D. acuminata を主とする Dinophysis 属の出 現が報告されているが、ホタテガイの分析結果よ りペクテノトキシン-2 が検出されたことから、2 月にも本藻の出現があった可能性が示唆された。 以上のように、北海道根室海域、青森県陸奥湾の 双方の試料において、ペクテノトキシンおよびイ エッソトキシンが検出され、一部には原因藻類と の関係も認められたことから、原因藻類の出現と ホタテガイ毒量の関係を把握することが必要と考 えられた。

アザスピロ酸については、青森県陸奥湾で採取した試料から検出されたが、極めて微量であった。近年、日本近海においてアザスピロ酸を生産する微細藻類の出現が報告されているが、原因藻類が高密度で出現した例は無い。また、過去の調査においても、国内の二枚貝から今回と同様に微量のアザスピロ酸が検出されることはあったが、EUの基準値を超えるような毒力が報告されたことはない。そのため、現時点でアザスピロ酸によるホタテガイの毒化リスクは低いと思われるが、毒化原因藻類の出現動向については情報収集が必要である。

ドウモイ酸については、本課題で採取した北海 道および青森県の試料ではすべて不検出であった。 日本国内では EU 基準値を超えるドウモイ酸によ る二枚貝の毒化はこれまでに報告はなく、毒化リ スクは低いと考えられた。

#### E. 結論

青森県陸奥湾西部海域および、北海道根室海域で採捕されたホタテガイについて、各種貝毒成分を分析し、国内やEUにおける規制値との関係を検討した。下痢性貝毒(オカダ酸群)については、

ともにモニタリングが必要と考えられるが、麻痺 性貝毒については、過去の報告などから根室海域 についてモニタリングが必要と考えられた。

青森県陸奥湾の麻痺性貝毒、ならびに両海域に おける脂溶性貝毒およびドウモイ酸は、いずれも 国内およびEUの規制値を大きく下回る毒量であった。また、これらの毒成分は、過去の調査においても、規制値を上回る毒量が二枚貝から検出されたことがなく、毒化リスクは低いと考えられた。 一方で、各毒成分を生産する原因藻類は、国内でも報告されている種があり、原因藻類の出現動向やそれに対する二枚貝の毒化レベルなどについて、引き続き基礎的な知見を集積することが望まれる。

F. 健康危険情報 なし

G 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況なし

## 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業) (総括 (分担) 研究報告書

EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究

## 研究代表者又は研究分担者

大島 千尋 中央水産研究所 任期付研究員 福井 洋平 中央水産研究所 主任研究員 朝倉 宏 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部長

研究要旨:欧州連合(EU)ではEU規則により、市場に流通する二枚貝の大腸 菌 (Escherichia coli) 数に基準が定められている。本課題は、ホタテガイの 主な国内産地である北海道および青森県の海域にて生産された二枚貝の微生物 学的品質を評価することを目的とし、ホタテガイの大腸菌数のモニタリング調 査を実施した。2019年11月~2020年2月にかけて、北海道および青森県で採 捕された活ホタテガイ 12 試料 (1 試料当たり 5 個体) を IS016649-3 (一部は国 内の生食用かき告示法) に基づいた大腸菌数測定試験に供した。IS016649-3 に より検査した10試料のうち6試料においては、大腸菌は5個体全てから検出さ れなかった。4 試料においては、5 個体中1 個体から大腸菌が 20 MPN/100g 検出 され、残りの4個体からは検出されなかった。国内の告示法により検査した2 試料についても、大腸菌数は全てで 230 MPN/100g 以下であった。これらの結果 は、EU 規則(EC)No 854/2004 および No 2073/2005 で定められた大腸菌数の基 準を下回り、活二枚貝を出荷できる A クラスの海域の基準を満たしていた。従 って、本課題で調査した北海道および青森県の海域で生産されるホタテガイは、 直接喫食用に EU に輸出されるのに必要な大腸菌の衛生基準を満たしているこ とが示された。

#### A. 研究目的

欧州連合 (EU) では EU 規則 (EC) No 2073/2005 により、活二枚貝の大腸菌数に基準が定められ、EU 区域に輸入される水産食品については、輸出国が発行した食品・動物衛生証明書の添付が求められている。このため、国内では事業者が遵守すべき必要な衛生要件等が「対 EU 輸出水産食品の取扱要領」でまとめられている。また、二枚貝等の製品を EU に輸出する場合には、原料となる二枚貝等の生産を行っている海域が、EU 向け輸出に関する生産海域として指定され、また指定後も定期的に海域のモニタリングが必要とされる。

そこで本課題では、ホタテガイの主な国内産地である北海道および青森県のホタテガイ生産海域における二枚貝の微生物学的品質を評価することを目的とし、ホタテガイの大腸菌数のモニタリング調査を実施した。

## B. 研究方法

2019年11月~2020年2月にかけて、北海道の野付漁協 (5試料; 12月5日、1月14日、1月27日、2月18日、2月26日採捕)、青森県の平内町漁協 (4試料; 12月11日、1月15日、2月10日、2月18日)、後潟漁協 (1試料; 11月27日)、外ヶ浜漁協 (1試料; 12月16日)、および蓬田村漁協 (1試料; 12月16日)、および蓬田村漁協 (1試料; 12月16日)で採捕されたホタテガイを冷蔵で輸送したものを試料とし、各試料から5個体を選択し、大腸菌数測定試験に供した。

2019 年 12 月 11 日以降に採捕した北海道 の 4 試料および青森県の 6 試料について、 EU 規則において推奨されている IS0166493に従って、大腸菌数を測定した。本法では、 試料原液とその希釈液をMineral Modified Glutamate (MMG) 培地に接種し、培養後に 変色もしくはガスの発生が認められた試験 管について、培養液を Tryptone Bile X-Glucuronide (TBX) 培地へ画線した。培養 後、TBX 培地に大腸菌の典型コロニーが確認 されれば陽性と判定し、陽性の試験管数からMPN 値を算出した。

2019年11月27日に青森県で採捕した1 試料および12月5日に北海道で採捕した1 試料については、国内の生食用かきの成分 規格に示されたE. coli 最確数測定法により、大腸菌数を測定した。本法では、試料原 液とその希釈液をそれぞれ5本のEC発酵管 に接種して培養後、ガス発生の陽性試験管 数から大腸菌のMPN値を算出した。

## C. 研究結果

ISO16649-3 に準拠して試験をした北海道の4試料のうち3試料(1月14日、2月18日、および2月26日)において、大腸菌は5個体全てで検出されなかった (<18 MPN/100g)。また、1試料(1月27日) は、5個体中1個体から20 MPN/100gの大腸菌が検出されたが、残りの4個体からは検出されなかった。

国内の告示法により試験をした 1 試料 (12月5日) においては、5 個体から大腸菌が検出され、その菌数は  $20\sim230$  MPN/100g であった。

2. 青森県のホタテガイにおける大腸 菌数

青森県で採捕された6試料をIS016649-3に準拠して、大腸菌数を測定した。平内町漁協で採捕された3試料(12月11日、1月15日、および2月10日)は、5個体全てから大腸菌は検出されなかった。平内町漁協(2月18日)、外ヶ浜漁協(12月16日)、および蓬田村漁協(12月16日)で採捕された3試料はいずれも、5個体中1個体から20MPN/100gの大腸菌が検出されたが、残りの4個体からは検出されなかった。

後潟漁協で採捕されたホタテガイ(11月27日)を国内の告示法により測定したところ、5個体中2個体からそれぞれ、20MPN/100g および45 MPN/100g の大腸菌が検出されたが、残りの3個体からは検出されなかった。

## D. 考察

北海道および青森県で生産された活ホタテガイの大腸菌数を ISO16649-3 に従って 測定したところ、10 試料のうち 6 試料において、5 個体全てから大腸菌は検出されなかった。また 4 試料においても、大腸菌は 5 個体中 1 個体からのみ、20 MPN/100g で少量検出され、残りの 4 個体からは検出されなかった。採捕時期および地点で菌数に大きな違いは観察されなかった。

EU 規則 (EC) No 2073/2005 で定められた ホタテガイの大腸菌数の基準は、活二枚貝 の 5 検体を検査した場合、「5 検体全てで 100g あたり 230 MPN 以下」もしくは「5 検 体のうち 1 検体で 230 MPN/100g より高く、 700 MPN/100g 以下」であり、これらの基準 を満たす必要がある。本試験で得られたホ タテガイの大腸菌数は、EU 規則の基準を下 回り、活二枚貝を採捕できる A クラスの海 域の基準も満たしていることが示された。

国内の告示法に基づいて試験したホタテガイ 2 試料の大腸菌数は、いずれも 230 MPN/100 g 以下であった。国内の生食用かきの成分規格に示された試験法は、44.5℃で発育可能な糞便系大腸菌群の数を測定する方法である。一方、IS016649-3 においては、大腸菌群のうち、特に大腸菌に特異的なβ-グルクロニダーゼの産生能を判断することにより、糞便系大腸菌の数のみを測定の対象としている。そのため、検査法の違いにより測定される大腸菌数に違いが見られたと考えられた。また、1 試料で5 個体全てから大腸菌が検出されたのは、採捕から試験を行うまでに4日の日数を要したことによるものと考えられた。

## E. 結論

北海道および青森県で生産されたホタテガイの大腸菌数を IS016649-3 (一部、国内告示法) に準拠して測定した。その結果、全ての試料において、大腸菌数は EU 規則の活二枚貝における基準を下回った。従って、本課題で調査した海域で生産されるホタテガイは、直接喫食用として EU に輸出されるのに必要な大腸菌の衛生基準を満たしていることが示された。

#### F. 健康危険情報

研究分担者のため割愛

## G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(ア)特許取得 なし

- (イ)実用新案登録 なし
- (ウ)その他 なし

## 厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業) (総括 (分担) 研究報告書

EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究

研究代表者又は研究分担者

持田 和彦 瀬戸内海区水産研究所 センター長 田中 博之 瀬戸内海区水産研究所 研究員

研究要旨:青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域で水揚げされたホタテガイから検出された環境汚染物質は、EU あるいは我が国の食品衛生法に基づく基準値を下回っており、ホタテガイの安全性は高いと判断された。また、簡易分析法の QuEchERS 法で PAH 類はスクリーニング可能と考えられた。

## A. 研究目的

EUに動物性食品を輸出するためには、EUが求める衛生要件に適合する必要があり、 国内規制に基づく措置に加え、追加の措置を講じる必要がある。EUに活ホタテガイを輸出するためには、都道府県等が生産海域を指定するとともに、サンプリング計画を作成して、海域の水質及び二枚貝について、日本国内で実施されていない貝毒、環境汚染物質及び微生物に係るモニタリング検査を実施する必要がある。

本課題では、EUに活ホタテガイを輸出す るための生産海域のモニタリング計画を効 率的かつ迅速に作成するための手法を検討 するにあたり、2海域(北海道(根室海域) 及び青森県 (陸奥湾西側海域) を想定) をモ デル事例として、国内規制の根拠となるデ ータの分析、特に環境汚染物質(ハロゲン化 合物 (PCB、ディルドリン、総 DDT、ヘプタ クロル、オキシクロルデン、シスクロルデン 及びトランスノナクロル)及び重金属(ヒ 素、カドミウム、クロム、水銀、ニッケル、 鉛、銀、銅、亜鉛)及び多環芳香族炭化水素 (ベンゾピレン)の調査を行い、効率的かつ 迅速に海域指定を行う科学的知見を提供し, モニタリング計画作成手法について検討す る。

## B. 研究方法

分析に供したホタテガイは青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域で生産されたもので、青森県の後潟漁協(水揚日:2019年11月27日,以下同様にカッコ内に水揚日を示す)、外ヶ浜漁協(2019年12月16日)、蓬田村漁協(2019年12月16日)、平内町漁協(2019年12月11日, 2020年1月15日,

2020年2月10日,2020年2月18日),北海道の野付漁協(2019年12月17日,2020年1月14日,2020年1月27日,2020年2月18日)から入手した。平内町漁協,野付漁協からは時期を変え,それぞれ,4回,5回試料を入手した。水揚後冷蔵状態で輸送し研究室に到着後ただちに軟体部を取り出し冷凍保存した。総重量が600g前後になるよう10-30個体の軟体部を合わせ、ミンサーでミンチ状にした後、さらにディスパーサーで均一化し分析試料とした。分析試料は分析時まで冷凍保存した。重金属分析用はホタテガイ軟体部全体を

重金属分析用はホタテガイ軟体部全体を 上記の方法にてホモジナイズし、この内 50g を分析に用いた。

汚染物質の分析:分析の対象とした化合物 は総 PCB(1 塩素化合物から 10 塩素化合物 の 209 異性体の総量),有機塩素系農薬(ド リン類:アルドリン,ディルドリン,エン ドリン;DDT類:DDT, DDE, DDDのp,p'体及 び o, p'体計 6 化合物; クロルデン類: cis-クロルデン, trans-クロルデン, オキシクロ ルデン, cis-ノナクロル, trans-ノナクロ ル; ヘプタクロル類: ヘプタクロル, cis-へ プタクロルエポキシド, trans-ヘプタクロ ルエポキシド; HCH 類:  $\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ ,  $\delta$  の 4 異性体) 及び 4-5 環の PAH 類 (ベンゾ[a]ア ントラセン:B[a]A, クリセン:CHR, ベンゾ [b]フルオランテン:B[b]F, ベンゾ[k]フル オランテン:B[k]F, ベンゾ[a]ピレン:B[a]P) で, 分析法は環境省による環境モニタリン グ調査の方法に従った.総 PCB, 有機塩素系 農薬は同時にジクロロメタンで 6 時間ソッ クスレー抽出,脱水濃縮後,PCB はカラムク リンナップ,農薬類はカラムクリンナップ・

分画後、GC/HRMSで測定した. PAH 類はアルカリ分解後カラムクリンナップし、GC/HRMSで測定した. 時期的な変動を検討するために平内町漁協の1回目、4回目の試料、青森県と北海道の地理的な違いを検討するために、平内町漁協の1回目に加え、後潟漁協、外ヶ浜漁協、蓬田村漁協の試料を等量混合したもと野付漁協の1回目の試料を分析に供した. なお、分析はいであ株式会社および島津テクノリサーチ社に委託した。

ヒ素、カドミウム、および鉛については ICP 質量分析計により、クロム、ニッケル、 銀、銅、および亜鉛については IPC 発光分 析により、総水銀については金アマルガム 原子吸光光度法により分析した。なお、分析 は一般財団法人日本食品検査に委託した。

簡易分析法の検討: 通常の分析法と比較し,短時間で前処理が終了し使用する溶媒が少ない QuEchERS 法による有機塩素系農薬及び PAH 類の定量の可否を検討した. 分析手順を図1に示した. ブランク試験にはサンプルに変え10mL の蒸留水を用いた. 有機塩素系農薬の回収試験には1ppm (p,p',o,p'-DDT)は2ppm)の標準溶液100 $\mu$ Lを,PAH類の回収試験には400ppbの標準溶液100 $\mu$ Lを 10mLの蒸留水に添加し実施した. クリンアップスパイクとしては10ppmのフルオランテンーd10を100 $\mu$ L添加した. 有機塩素系農薬の試験出発濃度は食品衛生法に基づく農薬等一律基準0.01ppmに相当する.

サンプル10gを50mL遠沈管に入れる

クリンアップスパイクを添加する

30秒間ボルテックスミキサーで撹拌する

セラミックスムキサー2個と アセトニトリル10mLを加える

30秒間振とうする

Bond Elut EN抽出パッケージを加える

2分間強く振とうする

3500rpmで5分間遠心分離する

上澄み液5mLを蒸留水5mLを入れた ERM-Lipid分散キットチューブに移す

1分間ボルテックスミキサーで撹拌する

3500rpmで5分間遠心分離する

上澄み液をすべてERM-Lipid 脱水キットに移す

1分間ボルテックスミキサーで撹拌する

3500rpmで5分間遠心分離する

上澄み液をGC/MS分析試料とする

図1. QuEchERS法によるホタテガイに 残留する有機塩素系農薬及び PAH類の分析手順

#### C. 研究結果

汚染物質の定量値:総 PCB は 200-370pg/g wet で検出された.青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域で水揚げされたホタテガイから検出された環境汚染物質は, EU あるいは我が国の基準値を下回っていた.

簡易分析法の検討: QuEchERS 法による有機

塩素系農薬及び PAH 類の回収試験結果を表 1に示した.

表1. QuEchERS法による有機塩素系農薬及びPAH類の 添加回収試験結果(回収率の平均±標準偏差)

	成款相来(固収率の干均→保平開左/ 化合物	回収率(%)
	アルドリン	90.4 ± 2.1
ドリン類	ディルドリン	$87.6 \pm 4.5$
	エンドリン	$95.6 \pm 4.2$
	o,p'-DDT	$113.2 \pm 5.4$
	<i>p,p</i> '-DDT	$108.5 \pm 5.5$
DDT類	o,p'-DDE	$95.1 \pm 0.5$
DDI類	p,p'-DDE	$91.3 \pm 0.7$
	o,p'-DDD	$93.3 \pm 3.7$
	p,p'-DDD	$97.0 \pm 4.0$
クロルデン類	cis-クロルデン	$94.9 \pm 2.6$
	trans -クロルデン	$96.5 \pm 3.0$
	オキシクロルデン	$106.0 \pm 9.4$
	ヘプタクロル	$105.9 \pm 2.6$
ヘプタクロル類	cis-ヘプタクロルエポキシド	$98.6 \pm 1.5$
	trans -ヘプタクロルエポキシド	$82.0 \pm 7.2$
	α-НСН	$95.3 \pm 1.9$
HCH類	$\beta$ -HCH	$93.9 \pm 1.0$
	у-НСН	$96.9 \pm 7.5$
	ベンゾ[a]アントラセン	93.0 ± 1.0
	クリセン	$88.2 \pm 1.7$
4-5環のPAH類	ベンゾ[b]フルオランテン	$80.0 \pm 1.1$
	ベンゾ[k]フルオランテン	$78.2 \pm 2.6$
	ベンゾ[a]ピレン	$73.0 \pm 1.6$

回収率は73-113%で検討した23物質の内16物質は90-110%の範囲にあった.標準偏差は最大でも9.4%で10%を超えることはなかった.4回繰返しのブランク試験のブランク値平均+ブランク値標準偏差×10で試算した農薬類の定量下限値は0.17-6.9ng/g wetであった.また,PAH類の定量下限値は0.18-0.30ng/g wetであった.前述の通り,農薬類の最大濃度は120 pg/g wetで本法を用いた定量は難しいと考えられた.一方,PAH類については定量可能と考えられた.

#### D考察

EUの基準値との比較: EU における基準値と ホタテガイにおける残留濃度との比較を行った. EU においては PCB の基準値は主要 6 異性体の合計濃度として定められており、 水産物の筋肉の基準値は 75ng/g wet であ

る. 今回分析したホタテガイの全異性体を 合量した濃度は 200-370pg/g wet で, EU の 基準値の 1/100 以下であった. また, 生の 二枚貝に対する PAH 類の EU 基準値はベンゾ [a]ピレンが 5ng/g,ベンゾ[a]アントラセン, クリセン,ベンゾ[b]フルオランテン,ベン - ゾ[a]ピレンの合量が 30ng/g で, 今回の分 析値はこれらを下回っていた. 今回分析対 象とした有機塩素系農薬の水産物に対する - EU の基準はない. 我が国の基準値はアルド リン,ディルドリンの合量が 0.1ppm, エン ドリンが 0.005ppm, DDT 類の合計が 1ppm, cis-クロルデン, trans-クロルデン, オキシ クロルデンの合量が 0.05ppm, γ-BHC (HCH) が 1ppm で、今回の分析値はこれらの 1/1,000 以下であった.

重金属については, カドミウムが青森県 の陸奥湾及び北海道の根室海域のサンプル よりそれぞれ 2.97 ppm 及び 5.90 ppm で 検出され, EU の基準値 (1 mg/kg-wet)を上 回っていた。今回はホタテ軟体部全体を分 析に供したが、重金属等の化学物質を蓄積 しやすい中腸腺等を含んでいたため,カド ミウムが高い値で検出されたと考えられた。 一般に食用に供される貝柱と軟体部全体の カドミウム濃度比は約 0.07 であることが 報告されている(小野塚ら, 2002)<sup>1)</sup>。従っ て、今回分析したサンプルの貝柱中カドミ ウム濃度は,青森県の陸奥湾及び北海道の 根室海域のサンプルでそれぞれ 0.2 mg/kg-wet および 0.4 mg/kg-wet 程度と 見積もることができ, 基準値を下回ってい ると考えられる。 なお、他の重金属は基準 値以下であった。

以上の結果より、重金属を含む汚染物質 の残留濃度については、ホタテガイの安全 性は高いと判断される.

簡易分析法の実用性: QuEchERS 法の実用性を評価するために、環境省のモニタリング調査で用いられているアルカリ分解法と比較した. ホタテガイから両分析法で検出された PAH 類の濃度を図2に示した. QuEchERS 法で分析値が高い傾向にあったが、両分析法の分析値は相関が高かった. PAH 類のスクリーニング法として QuEchERS 法の実用性は高いと評価できる. さらに、内部標準物質を工夫する等より正確な分析値を求めることも可能と考えられる.

## 参考文献

1) 小野塚春吉,雨宮 敬,水石和子,小野恭司,伊藤弘一;貝類中の微量元素濃度. 東京衛研年報(2002) 53, 253-257.

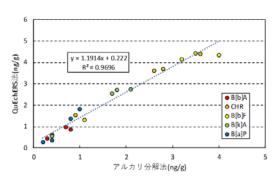


図2. ホタテガイから検出されたPAH類のQuEchERS法とアルカリ分解法の比較

## E. 結論

青森県の陸奥湾及び北海道の根室海域で水揚げされたホタテガイから検出された環境汚染物質は、EUあるいは我が国の基準値を下回っていた.また、簡易分析法のQuEchERS 法でPAH類はスクリーニング可能と考えられた.

- D. 健康危険情報 なし
- E. 研究発表 該当なし
- F. 知的財産権の出願・登録状況
  - 1. 特許取得 なし
  - 2. 実用新案登録 なし
  - 3. その他 なし

## 研究成果の刊行に関する一覧表

## 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書	籍	名	出版社名	出版地	出版年	ページ

## 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年





# 機関名 国立研究開発法人 水所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 宮原 正見

次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 合和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
- 2. 研究課題名 EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究 (19CA2028)
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 中央水産研究所 水産物応用開発研究センター長

(氏名・フリガナ) 鈴木敏之・スズキトシユキ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性	の有無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		, =			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		M			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)					

(※i) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■	未受講 U
6. 利益相反の管理		

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由:COI 委員会がなく規程整備も含め設置に
	期間を要するため。)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 □ 無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )

有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:

)

(留意事項)

∼該当する□にチェックを入れること。

当研究に係るCOIについての指導・管理の有無

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





機関名 国立研究開発法人 水所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 宮原 正則



次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
- 2. 研究課題名 EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19CA2028)
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 中央水産研究所水産物応用開発研究センター 衛生管理グループ長

(氏名・フリガナ) 及川 寛・オイカワ ヒロシ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左	※1)	
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針・		Ø			
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø			
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		Ø			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Ø			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )		Ø	, 0		

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 🛭	未受講 🗆

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置				
	期間を要するため。)				
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 □ 無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)				
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )				
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )				

<sup>\*</sup> 分担研究者の所属する機関の長も作成すること。



令和 2年 6月 8日

機関名 国立研究開発法人 才所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 宮原 正



次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
- 2. 研究課題名 EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究 (19CA2028)
- 3. 研究者名 (所属部局・職名)中央水産研究所水産物応用開発研究センター 衛生管理グループ (氏名・フリガナ) 松嶋 良次 マツシマ リョウジ
- 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	. 🗆	a			
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)		- 8		·	
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること	П	is.			
(指針の名称: )	"	_			

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■	未受講 口		

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置に
	期間を要するため。)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 □ 無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )

<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





## 

氏名 宮原 正



次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
- 2. 研究課題名 EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19CA2028)
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 中央水産研究所水産物応用開発研究センター 衛生管理グループ 主任研究員 (氏名・フリガナ) 渡邊 龍一・ワタナベ リュウイチ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)			
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針						
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø				
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)						
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針					0	
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)		4				

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

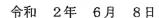
The state of the s		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
研究倫理教育の受講状況	受講 🔳	未受講 🗆	

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置に
	期間を要するため。)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 □ 無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





# 機関名 国立研究開発法人 才所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 \_ 宮原 正

次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)2. 研究課題名E U向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19 C A 2028)3. 研究者名(所属部局・職名)中央水産研究所 水産物応用開発研究センター 主任研究員

福井 洋平 (フクイ ヨウヘイ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)			
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針						
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		M				
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)						
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Œ				
その他、該当する倫理指針があれば記入すること						
(指針の名称: )		_				

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部者しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

(氏名・フリガナ)

研究倫理教育の受講状況	受講 ■	未受講 🗆	

## 6. 利益相反の管理

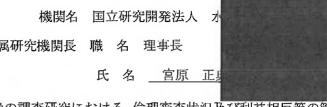
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有口	□ 無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置		
		期間を要するため。)		
当研究機関におけるCO1委員会設置の有無	有口	無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)		
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有■	無 □(無の場合はその理由:	)	
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有口	無 ■ (有の場合はその内容:	)	

<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





## 機関名 国立研究開発法人 所属研究機関長 職 名 理事長



次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管 理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
- 2. 研究課題名 EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19CA2028)
- 3、研究者名 (所属部局・職名) 中央水産研究所水産物応用開発研究センター衛生管理グループ・任期付研究員 (氏名・フリガナ) 内田 壁・ウチダ ハジメ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		Ø			
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø			
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		$\square$			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Ø			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)		Ø		-	

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェッ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

#### その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

- (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。
- 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 🛭	未受講 🗆	
			_

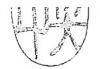
#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置			
		期間を要するため。)		
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有口	無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)		
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有■	無 □(無の場合はその理由: )		
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有口	無 国 (有の場合はその内容: )		

該当する口にチェックを入れること。 (留意事項)

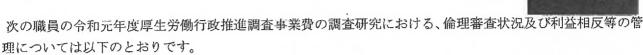
<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





機関名 国立研究開発法人 所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 宮原 正



- 1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
- 2. 研究課題名 EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19CA2028)
- 3. 研究者名 (<u>所属部局・職名)中央水産研究所 水産物応用開発研究センター 任期付研究員</u> (氏名・フリガナ) 大島 千尋・オオシマ チヒロ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		3			
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)		in the			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		G.			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること					
(指針の名称: )		Table .			

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

- (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。
- 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 🌉	未受講 □

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置に
	期間を要するため。)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 □ 無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 圓 (有の場合はその内容: )

<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





# 機関名 国立研究開発法人 水所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 宮原 正明

次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 田の元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)
   田の行輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19 C A 2028)
   田の行輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19 C A 2028)
   田の行輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19 C A 2028)
   田の行輸出、
   田の行輸出、
   田の行輸出、
   田の行輸出、
   田の行輸出、
   田の行動に、
   田の行動は、
   田の行動に、
   田の行動に、
   田の行動に、
   田の行動は、
   田の行動に、
   田の行動のでは、
   田ののでは、
   田
- 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	. 🗆				
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)		D			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		a			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )					

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部者しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

manufacture and the land of the land		Access the com-	
研究倫理教育の受講状況	受講 ■	未受講 🛘	
91 7 Ellin - E 37 11 7 5 Cm 7 7 7 2			

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有口	無 ■ (無の場合はその理由: COI 委員会がなく規程整備も含め設置に	き備も含め設置に	
di .		期間を要するため。)		
当研究機関におけるCO1委員会設置の有無	有口	無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衛生研究所)	_	
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有■	無 □(無の場合はその理由: )	,	
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有口	無 ■ (有の場合はその内容: )	_	

<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。





# 機関名 国立研究開発法人 水所属研究機関長 職 名 理事長

氏名 宮原 正明

次の職員の令和元年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及の利益相反等の重理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)

  2. 研究課題名 <u>EU向け輸出二枚貝の海域指定及びモニタリング計画作成の加速化のための調査研究(19 C A 2028)</u>

  3. 研究者名 (所属部局・職名) 瀬戸内海区水産研究所 環境保全研究センター 研究員

  (氏名・フリガナ) 田中 博之 (タナカ ヒロユキ)
- 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)			
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針						
遺伝子治療等臨床研究に関する指針						
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)						
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		а				
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )						

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■	未受講 🗆	
6. 利益相反の管理			

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 □ 無 ■ (無の場合はその理由: CO1 委員会がなく規程整備も含め設置に
2	期間を要するため。)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 □ 無 ■ (無の場合は委託先機関:国立医薬品食品衡生研究所)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )

<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 国立医薬品食品

所属研究機関長 職 名 所長

氏 名 奥田 晴宏

次の職員の令和元年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相関 には以下のとおりです。

1. 研究事業名 <u>厚生労働科学研究費補助</u>	金月	<u> 厚生労働</u>	科学特別研究	<u> </u>			
2. 研究課題名 <u>EU 向け輸出二枚貝の海域指</u>	定及び	<u>、モニタリ</u>	ング計画作成の	の加速化のための調査研究	(19CA2028)		
3. 研究者名 (所属部局・職名) 食品衛	生管理	里部・部	長				
(氏名・フリガナ) 朝倉	宏	・アサ	クラ ヒロ	<u>ک</u>			
4. 倫理審査の状況							
	該当性	上の有無	左	記で該当がある場合のみ記	入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)		
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		Ø					
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø					
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		Ø					
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Ø	.0				
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )							
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は、				審査が済んでいる場合は、「審			
その他(特記事項)	, A-18F	EJ KJI	))				
(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究				場合は、当該項目に記入するこ	٢٤.		
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為 	<u> </u>	<del></del>					
研究倫理教育の受講状況	受	講図	未受講 🗌				
6. 利益相反の管理							
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 	有	「⊿ 無	□ (無の場合は <sup>-</sup>	その理由:	,		
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	有 ☑ 無 □(無の場合は委託先機関: )					
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	有 ☑ 無 □(無の場合はその理由: )					
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有	「□ 無	☑(有の場合は	その内容:	. )		

<sup>・</sup>分担研究者の所属する機関の長も作成すること。